

奈良県告示第八十九号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、
次のとおり医師から指定の辞退があつた。

平成二十九年六月六日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
池添 浩平	独立行政法人地域 医療機能推進機構 大和郡山病院	大和郡山市朝日町 一―六二	呼吸器内科（ 呼吸器機能障 害）	平成二十九 年四月一日
竹本 喜典	山添村国民健康保 険東山診療所	山辺郡山添村大字 桐山六二―一	内科（肢体不 自由）	平成二十八 年四月一日